

生活支援金申請に関する Q&A

問1 どのような学生が申請できるのか。

(答)

以下のすべてに該当する者

- (1) 本学の学生（正規生）と外国人研究生
- (2) 申請時点（5月8日～6月17日）で、自宅以外に居住する者
- (3) 申請時点（5月8日～6月17日）で、本学並びに国などの公的機関及び民間等から「給付型奨学金の支援」を受けていない者

本学の学生とは、学部学生、博士前期課程、修士課程、専門職課程、博士後期課程及び博士課程の学生で正規生を指す。外国人研究生とは、在留資格「留学」で滞在する学部・大学院研究生を指します。

※生活支援金の申請及び受給に関して不正があった場合は、返還を求めるとともに、名古屋大学学生の懲戒等に関する規程に基づき、懲戒又は教育的措置をとることがあります。

問2 親戚・兄妹等の家に住んでいる場合は、自宅以外に居住する者となるのか。

(答)

毎月一定の家賃を申請者本人が支払っている場合は、自宅以外に居住する者となります。

問3 生計維持者（父母等）から独立して生計を立てている場合は、申請可能か。

(答)

申請可能です。（問2に該当する者である場合）

問4 自宅以外に居住しているが、新型コロナウイルスの影響で、現在、実家に帰省している。その場合、申請可能か。

(答)

申請可能です。

問5 本学並びに国などの公的機関及び民間等から給付型奨学金の支援とは具体的にどのようなものか。

(答)

本学からの支援は、G30奨学金、ホシザキ奨学金、下駄の鼻緒奨学金などです。

国などの公的機関からの支援は、国費外国人留学生、外国政府派遣留学生、学術振興会特別研究員への採用、リーディング大学院プログラム及び卓越大学院プログラムによる経済的支援としてRA等に採用された者、日本学生支援機構（JASSO）による支援などです。

生活支援金申請に関する Q&A

問 6 日本学生支援機構奨学金（高校予約）で給付奨学金の採用者となっているが、申請可能か。

(答)

問 1（3）に該当している為、申請できません。

問 7 日本学生支援機構奨学金（在学予約採用）で4月から給付奨学金の採用者となっているが、申請可能か。

(答)

問 1（3）に該当している為、申請できません。

(答)

問 8 現在、日本学生支援機構奨学金（在学採用）で給付奨学金を申請中だが、申請可能か。

問 1（3）の申請時点で、給付奨学金の採用者になっていないのであれば、申請可能です。

問 9 現在、日本学生支援機構奨学金の「貸与奨学金のみを受給中」（もしくは申請中）だが、申請可能か。

(答)

問 1（3）の「給付型奨学金」に該当しないため、申請可能です。

問 10 民間等の奨学金で、給付・貸与併用型の奨学金を受給しているが、申請可能か。

(答)

問 1（3）に該当している為、申請できません。

問 11 支給時期は、いつごろか。

(答)

申請順に審査を行い、支給決定後、速やかに振込を行います。

問 12 支給される銀行口座はどこですか。

(答)

本学に登録している給与等振込口座に振り込みます。（旅費及び TA, RA, SA の給与を振り込んでいる口座）給与等振込口座登録がない場合、以下の（1）または（2）のとおりとします。

（1）登録済の授業料引落口座への振込みに同意する場合は、その口座へ振り込みます。

（2）登録済の授業料引落口座への振込みに同意しない場合及び授業料引落口座が未登録の場合は、別途、口座登録の手続きから行うこととなりますのでご注意ください。